



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<b>■復興庁政策評価体系</b> 政策「復興施策の推進」 施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」	
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	延長期間 3年間（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで） 施策の達成目標に同じ	
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	H28.4.1～H29.1.1 取得件数：23件 H29.1.2～H30.1.1 取得件数：26件 H30.1.2～H31.1.1 取得件数：22件 H31.1.2～H31.3.31 取得件数：1件	
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本特例を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、被災地における企業の事業再開、完全復旧の促進により、被災地における経済的復興に資することができる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条、18条、26条）	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	特例措置は、被災代替資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。	
		ページ	44-2

税負担軽減措置等の適用実績	「固定資産の価格等の概要調書」（総務省調べ）から減収額を算出 平成 24 年度 650 千円 平成 25 年度 1,418 千円 平成 26 年度 2,070 千円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	被災代替償却資産の保有に係る税負担を軽減する本特例措置を通じて、被災地における更なる代替償却資産の取得等を促進し、被災事業者の事業再開に資することができる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度創設
ページ	44-3